

第 214 期 決算公告

2022 年 6 月 27 日

秋田県秋田市中通三丁目 1 番 4 1 号
株式会社 北 都 銀 行
取締役頭取 伊 藤 新

貸借対照表（2022 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	298,597	預 金	1,364,255
現 金	15,045	当 座 預 金	51,228
預 け 金	283,552	普 通 預 金	820,474
買 入 金 銭 債 権	941	貯 蓄 預 金	13,268
商 品 有 価 証 券	163	通 知 預 金	1,210
商 品 地 方 債	163	定 期 預 金	465,772
金 銭 の 信 託	26,062	定 期 積 金	7,839
有 価 証 券	336,979	そ の 他 の 預 金	4,460
国 債	46,220	譲 渡 性 預 金	12,219
地 方 債	125,539	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,509
社 債	67,352	借 用 金	130,600
株 式	6,343	借 入 金	130,600
そ の 他 の 証 券	91,523	外 国 為 替	40
貸 出 金	872,628	売 渡 外 国 為 替	40
割 引 手 形	1,488	そ の 他 負 債	13,520
手 形 貸 付	9,807	未 決 済 為 替 借	0
証 書 貸 付	791,914	未 払 法 人 税 等	191
当 座 貸 越	69,418	未 払 費 用	597
外 国 為 替	962	前 受 収 益	419
外 国 他 店 預 け	962	給 付 補 填 備 金	0
買 入 外 国 為 替	0	金 融 派 生 商 品	1,835
そ の 他 資 産	29,019	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	370
前 払 費 用	3	リ ー ス 債 務	23
未 収 収 益	855	そ の 他 の 負 債	10,080
金 融 派 生 商 品	208	役 員 賞 与 引 当 金	14
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	22,005	退 職 給 付 引 当 金	274
そ の 他 の 資 産	5,946	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	93
有 形 固 定 資 産	11,471	偶 発 損 失 引 当 金	187
建 物	4,325	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	797
土 地	5,955	支 払 承 諾	12,277
リ ー ス 資 産	21	負 債 の 部 合 計	1,537,788
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,169	（純 資 産 の 部）	
無 形 固 定 資 産	1,274	資 本 金	12,500
ソ フ ト ウ ェ ア	1,212	資 本 剰 余 金	14,352
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	62	資 本 準 備 金	12,500
前 払 年 金 費 用	464	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,852
繰 延 税 金 資 産	2,288	利 益 剰 余 金	20,095
支 払 承 諾 見 返	12,277	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,095
貸 倒 引 当 金	△ 4,927	繰 越 利 益 剰 余 金	20,095
		株 主 資 本 合 計	46,948
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,020
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 203
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,650
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,468
		純 資 産 の 部 合 計	50,416
資 産 の 部 合 計	1,588,204	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,588,204

損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,160
資 金 運 用 収 益	15,048	
貸 出 金 利 息	9,113	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,655	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△ 0	
預 け 金 利 息	280	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	4,111	
受 入 為 替 手 数 料	800	
そ の 他 の 役 務 収 益	3,310	
そ の 他 業 務 収 益	1,264	
国 債 等 債 券 売 却 益	1,178	
金 融 派 生 商 品 収 益	83	
そ の 他 の 業 務 収 益	2	
そ の 他 経 常 収 益	1,735	
償 却 債 権 取 立 益	106	
株 式 等 売 却 益	1,394	
金 銭 の 信 託 運 用 益	73	
そ の 他 の 経 常 収 益	161	
経 常 費 用		19,583
資 金 調 達 費 用	43	
預 金 利 息	44	
譲 渡 性 預 金 利 息	1	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 23	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	14	
借 用 金 利 息	0	
金 利 スワップ 支 払 利 息	3	
そ の 他 の 支 払 利 息	2	
役 務 取 引 等 費 用	1,536	
支 払 為 替 手 数 料	102	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,434	
そ の 他 業 務 費 用	3,890	
外 国 為 替 売 買 損	61	
商 品 有 価 証 券 売 買 損	1	
国 債 等 債 券 売 却 損	3,827	
営 業 経 費	12,017	
そ の 他 経 常 費 用	2,095	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	923	
株 式 等 売 却 損	935	
株 式 等 償 却	3	
金 銭 の 信 託 運 用 損	9	
そ の 他 の 経 常 費 用	224	
経 常 利 益		2,577
特 別 利 益		1
固 定 資 産 処 分 益	1	
特 別 損 失		760
固 定 資 産 処 分 損	171	
減 損 損 失	588	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,818
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	378	
法 人 税 等 調 整 額	26	
法 人 税 等 合 計		405
当 期 純 利 益		1,413

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を「外国為替売買益」又は「外国為替売買損」として処理しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,976百万円であります。

- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。具体的には、

- (イ) 非保全額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- (ロ) 上記の債務者に係る債権のうち、非保全額が一定額以上の債務者に係る債権については、上記(イ)で算定した予想損失額に基づく貸倒引当金の十分性を個別に検証し、必要に応じて、債務者の財政状態に基づき合理的に見積もられた回収可能額を非保全額から控除した残額を計上しております。

- ③ 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- ④ 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で、資産査定部署より独立した資産監査部署で査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

8. 収益の計上方法

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等の各種サービスの提供であります。

A T M利用手数料や口座振替手数料（預金・貸出業務）、国内外の送金手数料（為替業務）、公社債引受手数料（証券関連業務）、投資信託や保険の販売手数料（代理業務）等については取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、貸金庫手数料（保護預り・貸金庫業務）等、関連サービスが提供される期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、株式先渡取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジによっております。

なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度における株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は96百万円増加しております。その他、当事業年度の財務諸表及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式の評価について、事業年度末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法から、決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

未適用の会計基準等

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 4,927百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金の算定にあたり、債務者区分の判断が特に重要となります。

債務者区分の判断に用いた主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通し」であります。「貸出先の将来の業績見通し」は、個々の債務者の経営成績、財政状態、貸出条件、返済履行状況、経営改善計画の策定や進捗状況といった定量的要素及び定性的要素に関する情報を収集し、それらを踏まえて総合的に判断した上で、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、主に貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症の経済への影響は今後数年程度続くものと想定しておりますが、政府や地方公共団体の経済対策及び金融機関の支援等によりある程度抑制されるという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

主要な仮定である「貸出先の将来の業績見通し」は、不確実性が高く、貸出先の状況や新型コロナウイルス感染症の影響を含めた将来の経済環境等が変化した場合、債務者区分の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。債務者区分が変動した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金が増減する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る見積りは当事業年度末時点において得られる情報により想定される事象を網羅し算定しておりますが、現在の経済環境下においては見積りに用いた仮定の不確実性は高く、感染拡大の状況、期間及びその他経済への影響度合いなどが変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金が増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

繰延税金資産（純額） 2,288百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は3,571百万円）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

繰延税金資産とは、貸借対照表に計上される資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額である一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、当該一時差異等が解消する時にその期の課税所得を減額させ、税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上する資産であります。そのため、繰延税金資産は将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかについて回収可能性の判断を行い、その上で回収が見込まれる金額を計上しております。また、将来の回収の見込みについては毎期見直しを行っております。

具体的には、将来の合理的な見積可能期間（5年）の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積っております。スケジューリングに関しては特に個別貸倒引当金に関する将来減算一時差異等が重要であり、一定金額以上の個別貸倒引当金に関しては税務上の損金の算入要件の充足内容及び時期を詳細に分析したうえでスケジューリングしております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、将来の課税所得の見積りが特に重要となります。

将来の課税所得の見積りは、当行の利益計画に基づいており、当該計画は過去実績及び市場実勢利回り並びに新型コロナウイルス感染症の影響を含めた将来の経済環境等を考慮して策定されております。当該計画策定に用いた主要な仮定は、「預かり資産関連や法人役務収益などトップライン収益力の強化及び更なる経費削減」という経営方針のもと設定している「預かり資産及び法人関連の役務収益の見通し」、そして「人件費などの経費の見通し」であります。なお、利益計画達成の不確実性を考慮し、当該計画に対して一定のストレスを付加して繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は、毎決算期末時点において実施しておりますが、主要な仮定である「預かり資産及び法人関連の役務収益の見通し」及び「人件費などの経費の見通し」は、不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた将来の経済環境等が変化した場合、利益計画に基づく将来の課税所得の見積りが変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。将来において将来減算一時差異等を解消させるほどの十分な課税所得が見積もれないことにより、前事業年度に計上した繰延税金資産の一部、又は全額の回収ができないと判断した場合には、当行の繰延税金資産を取り崩し、同額を法人税等調整額として計上することとなります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

減損損失 588百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

固定資産の減損の算出方法は、「注記事項」「(損益計算書関係)」に記載しております。

② 主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る必要がありますが、当該将来キャッシュ・フローは、上記「2. 繰延税金資産」で記載した繰延税金資産の回収可能性を判断するための一定のストレスを付加した利益計画に基づいて算出しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「2. 繰延税金資産」で記載した利益計画の策定に用いた主要な仮定は、不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた将来の経済環境等が変化した場合、利益計画に基づく将来のキャッシュ・フローの見積りが変動することにより、減損損失の認識の判定及び使用価値の算定に重要な影響を与えるリスクがあります。将来キャッシュ・フローの見積額が減少することとなった場合には、追加的な減損処理が必要となる可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 179百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,831百万円
危険債権額	9,034百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	594百万円
合計額	12,461百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,488百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 93,670百万円

貸出金 40,984百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 3,509百万円

借入金 130,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券43,724百万円、金融商品等差入担保金22,005百万円及び現金預け金8百万円を差入しております。

また、その他の資産には、保証金128百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、130,907百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が124,776百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価

後の帳簿価額の合計額との差額 2,703百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 17,605百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 842百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は12,244百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 69百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額 501百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 13百万円

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.80%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 4百万円

関係会社との取引による費用

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 682百万円

2. 減損損失は次の通りであります。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失額
稼働資産	秋田県	営業店舗 3 カ所	土地及び建物	532百万円
稼働資産	山形県	営業店舗 1 カ所	建物	56百万円
合計				588百万円

営業活動から生ずる損益の減少によるキャッシュ・フローの低下や遊休状態、売却方針の決定等となった上記資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額588百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位、同一建物内で複数店舗が営業している営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産や売却予定資産は、各資産を最小の単位としております。本部、事務センター等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当該資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額や路線価等の市場価格を適切に反映している価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、主として国内の法人や個人のお客さまへの貸出及び債券や株式、投資信託等の有価証券による運用等の銀行業務を中心とした金融情報サービスを行っております。これらの事業を健全に行っていくため、経営体力の範囲内でリスクを許容し、収益力の向上を目指しております。

当行では、主として金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を保有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を行うほか、必要に応じてデリバティブ取引を実施しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産には、主として国内の法人及び個人のお客さまに対する貸出金があり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人及び個人のお客さまの預け入れによるものです。集中的な預金の解約等による流動性リスクに留意する必要がありますが、預金等の大部分は個人のお客さまによるもので小口分散されているほか、大口預金の比率を一定以下にコントロールする等により当該リスクを抑制しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引、及びその他有価証券で保有する債券に対する先物取引、オプション取引等があります。デリバティブ取引は、投機的な取引を目的とするものではなく、主としてヘッジ目的で実施しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当行では、「リスク管理基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、以下のリスク管理を実施する体制を整備しております。

① 信用リスクの管理

当行は、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」等に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、自己査定等の事後管理、保証や担保の設定、問題債権への対応、与信集中リスク管理等与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資担当部門により行われ、また、定期的に経営会議等を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査担当部門がチェックしております。

② 市場リスクの管理

市場取引については、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスをそれぞれ独立した部署とし、相互に牽制する体制としております。

（イ）金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「市場リスク管理規程」等の規程に従い、金利リスク量を計測するとともに、定期的にギャップ分析や感応度分析等によりモニタリングを実施し、定期的に経営会議等に報告しております。また、現状分析を踏まえた今後の対応等の協議を行っております。

（ロ）為替リスクの管理

当行は、「市場リスク管理規程」等に従い、為替の変動リスクに関して、総合持高、損失限度額を設定する、若しくはヘッジ取引を行う等により管理しております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

当行は、「市場リスク管理規程」等に従い、価格変動リスクを管理しております。有価証券のリスクはバリュー・アット・リスク（V a R）、10 B P V等リスク指標に基づいて、予め設定した限度額に対する使用状況をリスク管理部門が日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引の取扱いにつきましては、取引の執行、ヘッジ取引の有効性検証、事務管理に係る部門を分離し、取扱規程に基づいた運用・管理のもとに行っております。

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

トレーディング目的以外の金融商品

当行では時価が日次で変動する商品を多数保有し、その変動額も他のリスクカテゴリーと比較して大きい
ため、V a Rを用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

2022年3月期の当行のバンキング勘定の市場リスク量は次のとおりであります。

＜バンキング勘定のリスク量＞

(単位：億円)

	平 均	最 大	最 小	年 度 末
預金・貸出金等	0	0	0	0
有価証券	119	131	113	127
債券	37	43	33	40
株式	21	35	16	32
その他	96	108	89	108

(※1) V a Rの計測手法は、原則として「分散共分散手法」で計測しております。

(※2) 保有期間は、有価証券のうち市場流動性の高い金融商品（国債、地方債、上場株式（除く政策投資）等）は60営業日（上場株式のうち政策投資銘柄は250営業日）、市場流動性の低い金融商品及び預金・貸出金等は125営業日及び250営業日で算出しております。

(※3) 信頼区間は99%、変動率を計測するための市場データの抽出期間は250営業日を使用しております。

(※4) 有価証券の「債券」と「株式」のリスクファクター間で相関を考慮しているため、合計値が合致しません。

(※5) 現在の預金・貸出金等の金利リスク量は、金利上昇リスクではなく、金利低下リスクを表すものとなっております。内部管理上は金利上昇リスクを管理することとしており、預金・貸出金等の金利リスク量を「0」としております。

なお、当行では、有価証券のV a Rについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測した保有期間1日のV a Rと実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

現在使用している計測モデルは、相応の精度により市場リスクを捕捉しているものと考えられますが、変動率（ボラティリティ）の上昇により、リスク量（V a R）の増加が見込まれる局面では、随時対応を図り保守的に運営してまいります。

V a Rによるリスク管理を行うにあたっては、特に以下の点に十分留意して活用することとしております。

(i) 市場リスクのV a R等の定量的情報は、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となること

(ii) 市場リスクのV a R等の定量的情報は、前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではないこと（信頼区間に応じた頻度で損益がV a Rを上回ることが想定されること）

(iii) 将来の市場の状況は、過去とは大きく異なることがあること

なお、トレーディング目的の金融商品につきましては、保有残高が極めて少なく、経営に与える重要性が限定的であるため開示対象外としております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、「流動性リスク管理規程」等に従い、流動性リスク管理に係る限度額を設定し、実績を日次でモニタリングするとともに、経営会議等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	163	163	—
(2) 金銭の信託	26,062	26,062	—
(3) 有価証券			
其他有価証券	335,663	335,663	—
(4) 貸出金	872,628		
貸倒引当金（＊1）	△4,912		
	867,715	881,179	13,464
資産計	1,229,605	1,243,069	13,464
(1) 預金	1,364,255	1,364,258	3
(2) 譲渡性預金	12,219	12,219	—
(3) 借入金	130,600	130,600	—
負債計	1,507,074	1,507,078	3
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,809)	(1,809)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	183	183	—
デリバティブ取引計	(1,626)	(1,626)	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表 計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	487
組合出資金（＊3）	828

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当事業年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	283,552	—	—	—	—	—
買入金銭債権	941	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち						
満期があるもの	24,803	45,820	39,278	43,265	85,868	72,998
うち国債	3,500	4,000	—	—	31,000	8,200
地方債	5,583	23,356	18,633	24,819	27,819	24,703
社債	2,746	8,698	12,000	5,959	100	37,574
その他	12,972	9,765	8,644	12,486	26,948	2,520
貸出金(*2)	211,370	165,109	133,961	89,991	102,842	134,220
合 計	520,667	210,929	173,240	133,256	188,710	207,219

(*1) 預け金のうち、期間の定めのないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない11,832百万円、期間の定めのないもの23,299百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,194,785	46,908	3,209	—	—	—
譲渡性預金	12,219	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	3,509	—	—	—	—	—
借入金	130,600	—	—	—	—	—
合 計	1,341,114	46,908	3,209	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	26,062	—	26,062
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	163	—	163
その他有価証券				
国債・地方債等	46,220	125,539	—	171,760
社債	—	54,982	12,370	67,352
株式	5,855	—	—	5,855
その他	5,074	27,419	—	32,494
デリバティブ取引				
金利関連	—	81	—	81
通貨関連	—	25	—	25
株式関連	—	102	—	102
資産計	57,151	234,377	12,370	303,898
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,835	—	1,835
負債計	—	1,835	—	1,835

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託等の金額は58,200百万円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	881,179	881,179
資産計	—	—	881,179	881,179
預金	—	1,364,258	—	1,364,258
譲渡性預金	—	12,219	—	12,219
借入金	—	130,600	—	130,600
負債計	—	1,507,078	—	1,507,078

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている金融商品については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

売買目的有価証券及びその他有価証券

売買目的有価証券及びその他有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項に定める経過措置を適用し、公表されている基準価格を時価としており、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項を開示しておりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、原則として金利満期までの元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、信用リスクスプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	倒産確率	0.04% - 4.41%	0.27%
		回収率	26.55%	26.55%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替 (※3)	レベル3の時価からの振替 (※4)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上 (※1)	評価・換算差額等に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債								
私募債	9,244	—	125	2,999	—	—	12,370	—

(※1) 損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、該当事項はありません。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、該当事項はありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率であります。なお、倒産確率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになり、回収率の著しい増加（減少）は、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
組合出資金	179

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	3,654	1,895	1,758
	債券	85,742	84,157	1,584
	国債	6,022	5,994	27
	地方債	53,452	52,490	962
	社債	26,267	25,671	595
	その他	58,479	54,819	3,659
	小計	147,876	140,873	7,003
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	2,201	2,373	△ 172
	債券	153,370	154,942	△ 1,572
	国債	40,197	40,751	△ 553
	地方債	72,087	72,753	△ 666
	社債	41,085	41,437	△ 351
	その他	32,318	34,672	△ 2,353
	小計	187,890	191,988	△ 4,098
合計		335,766	332,861	2,905

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,584	1,041	529
債券	63,832	165	305
国債	50,398	81	302
地方債	12,934	83	1
社債	499	—	2
その他	122,253	1,365	3,927
合計	194,669	2,572	4,762

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

- (1) 時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合。
- (2) 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合について、発行会社の財務内容や一定期間の時価の推移等を勘案し、当行が制定した基準に該当した場合。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	26,062	25

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,064百万円
退職給付引当金	1,185
税務上の繰越欠損金	520
減価償却	466
繰延ヘッジ損益	89
有価証券償却	64
睡眠預金払戻損失引当金	28
その他	<u>507</u>

繰延税金資産小計 7,927

評価性引当額 △4,356

繰延税金資産合計 3,571

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△884
前払年金費用	△141
その他	<u>△257</u>

繰延税金負債合計 △1,283

繰延税金資産の純額 2,288百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当事業年度
役務取引等収益	3,891
預金・貸出業務	916
為替業務	800
証券関連業務	27
代理業務	1,730
保護預り・貸金庫業務	34
その他業務	382
顧客との契約から生じる経常収益	3,891
上記以外の経常収益（注）	18,268
経常収益	22,160

（注）主に、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 8. 収益の計上方法」に記載しているため、省略しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親 会 社	フィデアホールデ ィングス(株)	被所有 直接 100.00%	役員の兼任 経営管理等	経営管理	655	—	—
				資金の貸付 (注1, 2)	500	貸出金	500
				自己株式の取得 (注3)	5,647	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様に決定しております。

2. 資金の貸付の取引金額については平均残高を記載しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得は2021年9月28日開催の取締役会決議に基づくC種優先株式の取得であり、株式譲渡申込の方法により取得価格を1株につき451円76銭にて行っております。なお、取得価格は預金保険機構が2005年10月に公表した「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」に基づき検討した金額によっております。

2. 子会社及び関連会社等

会社法第2条第3号に定める子会社及び関連会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	フィデアカード(株)	所有 直接 — 間接 —	役員の兼任 貸出金の被保証	住宅ローン等の 保証	(注1, 2)	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様に決定しております。

2. フィデアカード(株)は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、2022年3月末の保証残高は156,406百万円であります。また、当行の同社に対する期中の保証料の支払額は237百万円であり、代位弁済額は183百万円であります。

なお、上記以外につきましても、兄弟会社との取引はありますが、各取引項目につきまして重要性がないため記載を省略しております。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	(株)秋田クボタ (注1)	—	与信取引	資金の貸付	195	貸出金	156
	ネットトヨタ秋田(株) (注2)	—	与信取引	資金の貸付	1,029	貸出金	1,380
	(株)トヨタレンタリース秋田 (注2)	—	与信取引	資金の貸付	540	貸出金	540
	奥山ボーリング(株) (注3)	—	与信取引	資金の貸付	1,029	貸出金	1,085
				債務の保証	245	支払承諾見返	293

(注) 1. (株)秋田クボタは当行取締役石井資就及びその近親者が議決権の過半数を所持する石井商事(株)の子会社であります。

2. 当行取締役石井資就並びに近親者及び石井商事(株)がネットトヨタ秋田(株)の議決権の過半数を所有しております。また、(株)トヨタレンタリース秋田はネットトヨタ秋田(株)の子会社であります。

3. 当行取締役(監査等委員)奥山和彦及びその近親者が奥山ボーリング(株)の議決権の過半数を所有しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引先と同様であります。

5. 取引金額は平均残高を記載しております。

(持分法損益等)

当行の関係会社は、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 160円75銭

1株当たりの当期純利益金額 4円80銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 4円29銭

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当行は、2022年5月12日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について決議し、本制度に関する議案を2022年6月21日開催予定の第214期定時株主総会に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的

当行の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）（以下、「対象取締役」という。）に対し、当行親会社であるフィデアホールディングス株式会社（以下、「当行親会社」という。）の株式保有を促すことで株価変動のメリットとリスクを当行親会社の株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当行親会社が発行する一定の譲渡制限期間及び当行親会社による無償取得事由等の定めに服する当行親会社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を、対象取締役に割り当てることといたしました。

2. 本制度の概要

当行における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、対象取締役の報酬等の額の内枠として、当行の対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 25 百万円以内として新たに設定いたします。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当行の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給する予定です。